

## 情報公開審査会答申の概要

答申第 969 号（諮問第 1633 号）

件名：苦情調査結果報告等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 2 月 3 日

2 原処分

令和 2 年 3 月 19 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 4 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 6 月 17 日

5 答申

令和 3 年 7 月 30 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件行政文書の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、苦情に関する事実関係の調査及びそれを踏まえた措置、申出者への通知状況などの苦情の処理結果について、処分庁に報告するために 2019 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに作成された報告書である。

処分庁は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 4 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、文書①から文書④までの「申出者」欄の記載のうち刑事訴訟法上の類型的な「身分」、文書①の「判断」欄の記載の全て、文書①から文書④までの「苦情の要旨」欄の記載のうち添付資料も含めて、特定個人に関する情報を除いた一般的外形的な事象、文書①及び文書②の「調査結果」欄の記載のうち警察官の職名、刑事訴訟法上の類型的な「身分」及び調査の内容の特定個人に関する情報を除いた一般的外形的な事象、「再発防止」欄の記載のうち特定個人に関する情報を除いた再発防止に向けた一般的外形的な事象、文書③の「苦情に対する調査結果」欄、文書④の「事実調査結果」欄並びに文書③及び文書④の「問題点の有無」欄及び「措置結果」欄の記載のうち警察官の職名、刑事訴訟法上の類型的な「身分」及び調査の内容の特定個人に関する情報を除いた一般的外形的な事象の部分開示を求める旨主張している。

このことから、本件行政文書一部開示決定において、開示しないこととした部分のうち審査請求の対象となる部分は、別表の 3 欄に掲げる部分（以下「審査請求対象部分」という。）であると認められる。

よって、審査請求対象部分が不開示情報に該当する否かを以下検討する。

### (3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

#### イ 「申出者」欄及び個人に関する情報が分かる部分について

当審査会において審査請求対象部分のうち「申出者」欄及び個人に関する情報が分かる部分を見分したところ、これらの部分には、苦情申出者の氏名、年齢、住所等の苦情申出者を識別することができる情報が記載されていることが認められる。

よって、これらの部分は、苦情申出者個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

#### ウ 「判断」の詳細が分かる部分、「苦情の要旨」欄、「調査結果」欄、「再発防止」欄並びに苦情申出、事実調査、調査結果及び措置の内容が分かる部分について

当審査会において、実施機関が不開示とした「判断」欄の詳細が分かる部分、「苦情の要旨」欄、「調査結果」欄、「再発防止」欄並びに苦情申出、事実調査、調査結果及び措置の内容が分かる部分を見分したところ、取調べを受けた個人に係る苦情申出の原因たる職務執行の内容、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様、当該態様に対する不満の内容、関係事実の概要等、取調べを受けた個人の実体験に基づく具体的かつ詳細な情報及び個人の苦情申出に対する組織としての評価に関する情報が記載されていた。これらは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであると認められる。

よって、これらの部分は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

エ したがって、審査請求対象部分は、一体として特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであることから、条例第8条による部分開示の余地はなく、条例第7条第2号に該当する。

#### (4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、「判断」欄の詳細が分かる部分、「苦情の要旨」欄、「調査結果」欄、「再発防止」欄並びに苦情申出、事実調査、調査結果及び措置の内容が分かる部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において、これらの部分を見分したところ、前記(3)ウにおいて述べたとおり、本件苦情申出の原因たる職務執行の内容、当該職務執行に係る警察職員の執務の態様、当該態様に対する不満の内容、関係事実の概要等、本件申出者の実体験に基づく具体的かつ詳細な情報、これらの情報に基づき行った組織としての評価に関する情報等が記載されていた。

これらの情報が公になると、苦情申出者においては、今後、自己の行動及び具体的主張等が開示されることを懸念して苦情相談そのものを躊躇し警察宛苦情申出制度が形骸化するおそれがあり、また、関係者においては、苦情の調査に関する聴取を躊躇したり、開示されることを意識した発言を行うなど、取調べに関する十分な情報が得られず、事実関係の把握が困難となり、関係職員に不適切な捜査等がなかったか否かの組織内における検討や今後の方針等を策定することも困難となることか

ら、公にすることにより警察宛苦情の事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、「判断」欄の詳細が分かる部分、「苦情の要旨」欄、「調査結果」欄、「再発防止」欄、苦情申出、事実調査、調査結果及び措置の内容が分かる部分は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第4号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において処分庁に確認したところ、文書①及び文書②の「調査結果」欄並びに苦情申出、事実調査、調査結果及び措置の内容が分かる部分のうち文書③の「苦情に対する調査結果」欄、文書④の「事実調査結果」欄及び文書③及び文書④の「問題点の有無」欄を公にすれば、警察の捜査活動の実態が露呈され、これらの情報をもとに犯罪を敢行した者が証拠隠滅等の対抗措置、防衛措置を講ずることにより、犯人の逃亡、証拠隠滅等が図られ、犯罪の予防又は捜査に支障を生ずるおそれがあるとのことである。

当審査会においてこれらの部分を見分したところ、これらの部分には、詳細な取調べの内容、方法等が記載されており、これらは、捜査に関する情報であって、公にすることにより、犯罪の予防又は鎮圧に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

よって、これらの部分は条例第7条第4号に該当する。

(6) 以上のことから、審査請求対象部分は、条例第7条第2号、第4号及び第6号に該当することから、同条第3号については判断するまでもなく不開示情報に該当する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)から(6)までにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(8) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

| 1 行政文書                                                                                                                                                     | 2 開示しないこととした部分                                                                                                         | 3 審査請求の対象となる部分                                                                                                         | 4 開示しないこととした根拠規定    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書①<br/>苦情調査結果報告<br/>(受理日が平成30年12月13日、番号が89のもの)</li> <li>・文書②<br/>苦情調査結果報告<br/>(受理日が平成31年3月8日、番号が22のもの)</li> </ul> | ・「申出者」欄                                                                                                                | ・「申出者」欄                                                                                                                | 第7条第2号及び第3号         |
|                                                                                                                                                            | ・警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分                                                                                             | なし                                                                                                                     | 第7条第2号              |
|                                                                                                                                                            | ・警察職員の年齢が分かる部分                                                                                                         | なし                                                                                                                     | 第7条第2号              |
|                                                                                                                                                            | ・関係職員の配置部署及び階級が分かる部分                                                                                                   | なし                                                                                                                     | 第7条第4号及び第6号         |
|                                                                                                                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「判断」欄の詳細が分かる部分</li> <li>・「苦情の要旨」欄</li> <li>・「再発防止」欄</li> <li>・「通知」欄</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「判断」欄の詳細が分かる部分<br/>(文書①の「判断」欄)</li> <li>・「苦情の要旨」欄</li> <li>・「再発防止」欄</li> </ul> | 第7条第2号、第3号及び第6号     |
|                                                                                                                                                            | ・「調査結果」欄                                                                                                               | ・「調査結果」欄                                                                                                               | 第7条第2号、第3号、第4号及び第6号 |

|                                                                                                                 |                                                               |                                                                                                          |                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| <p>・文書③<br/>警察宛苦情の処理結果（平成 31 年 1 月 30 日付け蒲刑発第 74 号）</p> <p>・文書④<br/>警察宛苦情の処理結果（平成 31 年 4 月 5 日付け春務発第 790 号）</p> | <p>・個人に関する情報が分かる部分</p> <p>・警察職員の年齢、採用、現階級昇任及び現配置の時期が分かる部分</p> | <p>・個人に関する情報が分かる部分</p> <p>（「申出者」欄）</p>                                                                   | 第 7 条第 2 号                    |
|                                                                                                                 | <p>・警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名が分かる部分</p>                             | なし                                                                                                       | 第 7 条第 2 号                    |
|                                                                                                                 | <p>・法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が分かる部分</p>                   | <p>・法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が分かる部分</p> <p>（「申出者」欄）</p>                                              | 第 7 条第 3 号                    |
|                                                                                                                 | <p>・関係職員の配置部署及び階級が分かる部分</p>                                   | なし                                                                                                       | 第 7 条第 4 号及び第 6 号             |
|                                                                                                                 | <p>・苦情申出、事実調査、調査結果及び措置の内容が分かる部分</p>                           | <p>・苦情申出、事実調査、調査結果及び措置の内容が分かる部分</p> <p>（「苦情の要旨」欄、「問題点の有無」欄、「措置結果」欄、文書③の「苦情に対する調査結果」欄及び文書④の「事実調査結果」欄）</p> | 第 7 条第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号 |
|                                                                                                                 | <p>・警察電話の番号の一部</p>                                            | なし                                                                                                       | 第 7 条第 6 号                    |